

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	情報公開・法務課	整理番号	1-3
許認可等の種類	公益法人の合併による地位の承継の認可			
根拠法令条例等・条項	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第25条第1項			
許認可等の概要	新設合併により設立する新設法人が当該新設合併により消滅する公益法人の地位を承継することについての認可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン) 別紙のとおり (1ページ~19ページ)			
基準の制定根拠	平成20年10月23日長野県公益認定等審議会決定			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(過去に申請実績がない又は稀であるため)			
期間の制定根拠	—			